

令和 6 年度

第 11 回 高森町農業委員会 議事録

令和 7 年 2 月 21 日 (金)、高森町役場において農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

1 出席委員

(1) 農業委員

- | | | | |
|---------|--------------------------|----------|----------|
| 1 竹内 節男 | 2 城子 唯久 | 3 松島 浩子 | 4 青山 高志 |
| 5 中塚 俊文 | 6 寺澤 悟 | 7 丸山 宏充 | 8 木下 洋子 |
| 9 友谷 光 | 10 原 幸恵 | 11 北村 隆洋 | 12 樋口 貞幸 |
| 13 林 清志 | 14 今川 実章 ^(議長) | | |

(2) 農地利用最適化推進委員

- | | | | |
|----------|----------|----------|---------|
| 15 木村 直志 | 16 片桐 文雄 | 17 唐沢 弘之 | 18 宮下 俊 |
| 19 寺沢 正敏 | | | |

合計 19 名

2 欠席委員

合計 2 名

3 職務のために出席した職員

農業委員会

事務局長：菅沼

事務局：下原

営農支援センター

所長：上沼／専門員：松村

4 会議への附議事項

- | | |
|--|-----|
| 議案第 40 号) 農地法第 18 条第 6 項の通知(報告案件) | 1 件 |
| 議案第 41 号) 農地法第 3 条の許可申請 | 3 件 |
| 議案第 42 号) 農地法第 5 条第 1 項の許可申請 | 4 件 |
| 議案第 43 号) 改正前の経営基盤法第 18 条の農用地利用集積計画 (2 月分) | |

5 議事内容

議 長 ただ今から令和 6 年度第 11 回高森町農業委員会総会を開催します。
 よろしくお願いします。

時に午前 9 時 00 分

議 長 先日の農業委員会の旅行では参加者の皆様にお世話になりました。ありがとうございました。来年の 2 月にも計画をしたいと思いますので、今回参加できなかった方も是非来年はご参加をお願いします。
 それから毎日寒い日が続いておりまして、剪定作業などお忙しい中、今日は一日総会含めて講演会、また夜は祝賀会となりますがよろしくお願いします。

 では次第に沿いまして総会を進めます。
 本日の議事録署名人は、18 番と 19 番、よろしくお願いいたします。

 それでは議案 40 号の農地法第 18 条第 6 項の通知ということで議案番号 1 番を、6 番をお願いします。

6 番 貸付人は飯田市上郷の S さん、借受人は山吹の K さんで、田んぼで稲を作っていましたが、稲作をやめるため返すことになりました。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。
 ただ今のご説明に対して確認事項、質問事項等ありますでしょうか。
 （挙手なし）
 よろしいでしょうか。
 この案件は報告事項ということですので受理したいと思います。

 続きまして議案第 41 号、農地法第 3 条の許可申請について議案番号 1 を、8 番説明をお願いします。

8 番 譲渡人は吉田の K さん、譲受人は N さんです。畑で面積は 1394.0 m²、資料 41-1 をご覧ください。フルーツライン出原と吉田の境の坂を上がっていくところの下に畑があります。譲渡人は今まで譲受人の祖父および父に賃貸していましたが、今般これを同家に譲渡することが適当と判断したため、譲受人は好意を受け、今後も安定的に耕作できるよう当地の所有権を得るべきと考えました。譲渡人は東京にお子さんがいますが、下から上の段まで仕事に来るのが大変ということです。N さんは今まで借りて作っているので、周辺地域への影響はありません。対価は無償です。ご審議よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。

ただ今のご説明に対して確認事項、質問事項等ありますでしょうか。

(挙手なし)

よろしいでしょうか。

では、(当事者の) 5 番委員、ご退席いただけますでしょうか。

(5 番委員 退席)

それでは議案第 41 号議案番号 1 番について可否を採りたいと思います。

可とされる方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全会一致とします。5 番委員、お戻りください。

(5 番委員 入室)

続きまして議案番号 2 を、3 番説明をお願いします。

- 3 番 はい。譲渡人は M さん、譲受人は A さんです。場所はパースより北、元朝比農園の道を挟んだ柿畑になります。以前の話では M さんが体調不良で後継者もないので、K 社が従業員の駐車場に購入したいということでしたが、A さんのお宅のすぐ目の前で、最近になって A さんが家庭菜園をするにはとてもいい場所なので欲しい、ということになり、この面積だけ A さんが譲り受けることになりました。対価はお聞きしていないので、事務局をお願いします。

事務局 はい、対価は総額 420,475 円です。

議 長 ありがとうございます。

ただ今のご説明に対して確認事項、質問事項等ありますでしょうか。

私から。次の議案番号 3 番も同じような場所の案件ですが、こちらは怎么样了。か。

- 3 番 こちらは譲受人が K さんで、同じように家庭菜園にとってもいい場所だから、ということで、本来この 2 つの農地は共に K 社の従業員の駐車場に、ということでしたが最近になって、A さんも K さんも家の近くに家庭菜園として農地を欲しい、ということになったそうです。

議 長 事務局にお尋ねします。

農振除外の審査でこの場所は K 社の駐車場にすることによって進んでいましたが、その辺りで問題はないですか。

事務局 町の地図データには反映されていませんが、実際には【(地番 0) -1】の道路側の部分が【地番-6】に分筆されており、同じように【(地番 1) -1】から【地番-3】が分筆されています。それぞれ【(地番 0) -1】、【(地番 1) -1】で農振除外が行われていますので、A さん、K さんに譲り渡す土地について農振除外はか

かってない土地となります。地番分筆後に必要なところだけ農振除外を行っているというかたちです。

1 番 先に欲しい、と言って分筆をかけたということですか。

事務局 そうですね。その時にそういう意向があったかもしれないです。

議 長 そのタイミングがいつだったのでしょうか。

事務局 分筆は令和 6 年 1 月 18 日なので一年前、農振除外が去年の 2 月に出されていますので、その時にはすでに分筆されていたということになります。

議 長 では問題ないということですね。

1 番 はい、わかりました。

議 長 そのほか確認事項はありますでしょうか。

議案番号 2 と 3 は譲渡人が同じ M さんの関係ですので、併せてご質問採りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(挙手なし)

それでは議案第 41 号議案番号 2 番と 3 番、併せて可否を採りたいと思います。

可とされる方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全会一致でとします。

続きまして議案第 42 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請ということで、議案番号 1 について、17 番説明をお願いします。

17 番 譲受人は下市田の TT さん、譲渡人は下市田の TY さんです。理由ですが、譲受人はアパートにお住まいですが、将来親の面倒を見なければならないということで父親名義の土地を譲り受け、自宅を新築してそこに住みたいということです。場所は下市田 5 区の飯田線の下側になります。面積は 651 m²で、下市田区の規定により 500 m²を超える場合には土地利用委員会にかけることになっていて、そこで承認されています。土砂の流出については土盛り等をして流出を防ぎます。また隣地農地から 2.5 m²離れているので、隣地農地への日照、通風の無いと思います。生活排水は公共下水道、雨排水は敷地内集水して南側の道路側溝へ放流するということです。また、近隣耕作者等の同意も得ています。対価はなく、父親からの贈与と聞いています。ご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今の件で、確認事項、質問事項ありますでしょうか。

(5 番挙手)

はい、どうぞ。

- 5 番 公共下水道に繋ぐということでしたが、距離があって工事関係は大変なのではないですか。申請地からどこに繋ぐのかな、と思ひまして。周りが畑で近くの家まで距離があるのですが。浄化槽ならわかるのですが、下水道に繋ぐには結構距離があるかな、と思ひまして。

議 長 そうなると家の近くまで下水道は来ていないと思いますので、そのあたりは事務局どうでしょうか。

事務局 県から一応は同意を得られたので今回の申請となりましたが、農振除外の時にも周囲の状況からしてこの土地は懸念されたところで、そのあたりはハウスメーカーさんも重々承知でいらっしゃるので、場合によっては隣接町道に下水道の管路がない場合は自己負担での施設工事が必要になることは承知の上で申請していただいているものとは思ひます。

関係各課に農振除外の意見をお聞きして必要によって状況を申し伝えてはいますが、その中では関係するところからの意見はありませんでしたが、その点を踏まえたうえで申請していただいているものとは思ひます。

議 長 承知しました。

道がありますが、宅地申請になっていますから 2 m 以上の幅はありますね。

- 17 番 区の計画で道を広める構想はあります。

事務局 現況でも 2.92m なので建築確認上の幅は確保できているかと思いますが、このあたりも先ほどと同じですが、農振除外の相談を受ける際からこの道が建築確認として使えるかどうか確認するという前提で申請をいただいております、そのあたりの確認はハウスメーカーさんも家を建つ見込みがないところに建てられないと思いますので、確認していただいているものと認識しています。

議 長 承知しました。

資料 42-1 の地図上に①②と書いてありますが、これは何でしょうか。

事務局 提出していただいた書類をそのまま印刷しただけですので、特に意味はありません。

議 長 わかりました。

他に確認事項はありますでしょうか。

(挙手なし)

ちなみに、資料にはありませんが前回の農振除外の関係では除外の許可が下り

ている案件になります。

では、議案番号 42 号、議案番号 1 について可否を採りたいと思います。

可とされる方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全会一致でとします。

続きまして議案番号 2 について、3 番説明をお願いします。

- 3 番 はい。譲渡人 M さん、譲受人は K 社です。場所はパースから北に少し入ったところ。I (そば屋) の北のほうです。理由は M さんがご病気であり後継者もおらず農業が行えないということで K 社が買い取り、6 区画の建売住宅を作りたいということになりました。K 社さんは申請地の南側に平成 28 年から 31 年にかけて 6 棟建てましたが、その際ショッピングセンターやドラッグストアに近いということ、JR 市田駅も近い、学校も近い、ということで手応えを感じたので、今回も建売住宅によって人口増加に貢献できるのではないか、ということでこの場所を 6 棟の建売住宅にすることにしました。周辺の環境にも影響は与えないように高さを低く抑えるようにするということです。汚水と生活雑排水は公共下水道へ排出し、雨水は地下浸透になります。総額 1,122 万円ということです。ご審議よろしくお願いします。

- 議長 ありがとうございます。
備考に記載はありませんが、こちらも農振除外の申請が受理された土地です。
ただ今のご説明について確認事項、質問事項ありますでしょうか。

(挙手なし)

それでは議案番号 2 について可否を採りたいと思います。

可とされる方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全会一致でとします。

続きまして議案番号 3 について、引き続き 3 番説明をお願いします。

- 3 番 はい。譲受人は K さん、譲渡人は K 社です。場所は I (そば屋) の東側の、現在草が茫々になっているところです。もとは柿畑でしたが、柿の木を切ったところです。K 社は JA 上の事業所が手狭になったため、K 社が所有していたホールの跡地に事業所を建てるそうで、業務拡張により申請地を資材置場としたいそうです。資材置場ですので、高さはそれほど高くないということです。雨水は地下浸透になります。対価は総額で 1,646 万 4 千円です。広い土地ですので、下市田 2 区と下市田区の土地利用委員会にかけられ、了承いただいています。ご審議よろしくお願いします。

- 議長 ありがとうございます。

ただ今のご説明について確認事項、質問事項ありますでしょうか。
(挙手なし)

議 長 私からですが、下市田区に資料の図を出してこういう建物を作る、という話をしたのでしょうか。

3 番 説明しました。前が生活道路ですので、大きなトラックが頻回に来ては困る、という話も出ましたが、そんなに頻回には通りません、気を付けて通ります、とのことでした。

議 長 下市田区はこういう建物を建てて、こういう状況になることは共有されているということよろしいですか。

3 番 はい。

議 長 他に確認事項等ありますでしょうか。

1 番 トラックが入る道は、K社の事業センターの方からしか大きな道はない気がしますが、パースの横の道が、トラックが通れるのでしょうか。

3 番 結構道幅が狭く、頻回にトラックが来ては危険という意見がありましたが、気を付けて通るということです。

1 番 狭い気はしますが、区が了承したということでしたら良いと思います。

議 長 他はよろしいでしょうか。
(挙手なし)

それでは議案番号3について可否を採りたいと思います。

可とされる方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全会一致とします。

続きまして議案番号4について、引き続き3番説明をお願いします。

3 番 はい。譲渡人はMさん、譲受人はK社です。先ほども説明しました通り、K社の事業所が移転してくるということで、この土地を従業員の駐車場として買い取りたいということです。総額で682万8千円です。以上です。

議 長 はい。ただ今のご説明に対して確認事項、質問事項等ありますでしょうか。
(挙手なし)

こちらも農振除外の申請が受理された土地です。

よろしいでしょうか。

それでは議案番号4について可否を採りたいと思います。

可とされる方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全会一致でとします。

では議案第43号改正前の経営基盤法第18条の規定による農地利用集積計画について、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 それでは議案第43号につきましてご確認をお願いします。

議案は14件お預かりしています。12番までが新規、13、14番は再設定となっております。特段新しい方はいらっしゃいません。ご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。

何か確認事項等ありますでしょうか。

(挙手なし)

よろしいでしょうか。

それでは議案第43号改正前の経営基盤法第18条の規定による農地利用集積計画について可否を採りたいと思います。

議案番号8に該当する農業委員さんがいますので、まず議案番号7番まで。

可とされる方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全会一致で可とします。

それでは8番の案件については16番ご退席をお願いします。

(16番退席)

では議案番号8番について可とされる方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全会一致で可とします。

(16番入室)

続きまして議案番号9番から14番について可とされる方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全会一致で可とします。

以上で審議事項を終了します。

ありがとうございます。

時に午前9時35分

高森町農業委員会議長

今川 実章

高森町農業委員会会長

今川 実章

議事録署名委員

高森町農業委員 18 番 宮下 俊

議事録署名委員

高森町農業委員 19 番 寺沢 正敏